

報告第1号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
規約について

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会規約
(設置)

第1条 函館市，戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町（以下「5市町村」という。）は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項および市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき，合併協議会を置く。

(名称)

第2条 合併協議会は，函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(担当事務)

第3条 協議会は，次に掲げる事務を行う。

- (1) 5市町村の合併に関する協議
 - (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか，5市町村の合併に関し必要な事務
- (事務所)

第4条 協議会の事務所は，函館市東雲町4番13号函館市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は，会長，副会長および委員をもって組織する。

(会長および副会長)

第6条 会長は，5市町村の長のうちから，5市町村の長が協議して，これを選任する。

2 副会長は，5市町村の長のうち，前項の規定により会長に選任された者を除く4人とする。

3 会長および副会長は，非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は，次に掲げる者をもって充て，その定数は，5市町村の長が協議して定める。

- (1) 5市町村の助役（函館市にあっては，市長が指定する1人）
- (2) 5市町村の議会の議長
- (3) 5市町村の議会の議長がそれぞれ推薦した5市町村の議会の議員
- (4) 5市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は，非常勤とする。

（会長および副会長の職務）

第8条 会長は，協議会の事務を掌理し，協議会を代表する。

2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，または会長が欠けたときは，会長があらかじめ定めた順序により会長の職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が必要に応じ招集する。

2 会長は，会議の議長となる。

3 会議は，会長，副会長および在任委員の半数以上が出席しなければ，開くことができない。

4 会長は，会議の開催の日時および場所について，あらかじめ会議に付議すべき事項とともに副会長および委員に通知しなければならない。

5 会長は，必要があると認めるときは，会議の議事に関係のある者の出席を求め，その意見または説明を聴くことができる。

6 その他会議の運営に関し必要な事項は，会長が会議に諮って定める。

（事務局）

第10条 協議会の事務を処理するため，協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は，5市町村の長の協議に基づき会長が別に定める。

（経費の負担）

第11条 協議会の経費は，5市町村の長が協議して定めるところにより5市町村がそれぞれ負担する。

（監査）

第12条 協議会の出納の監査は，5市町村の監査委員のうち5市町村の

長が協議して定めた2人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬および費用弁償)

第14条 協議会の会長、副会長、委員および監査委員は、報酬および費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法等は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

報告第2号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
事務局規程について

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会規約に関する協議書第4項の規定に基づき、函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務

(職員)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

2 前項に規定する事務局の職員は、函館市、戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局長の職務の補佐
- (2) 事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときの職務の代理

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 物品の購入その他契約の締結および現金の出納に関すること。

(2) 職員の休暇，時間外勤務命令および旅行命令に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか，軽易な事項に関すること。

(情報公開の取扱い)

第6条 協議会が保有する情報に係る取扱いについては，会長が属する市町村（以下「会長市町村」という。）の例による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印は，会長印，会長職務代理者印および事務局長印とし，その名称，ひな型，大きさ，書体，個数，用途および管守は，別表第1のとおりとし，そのひな型は別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については，会長市町村の例によるものとする。

(職員の服務)

第8条 職員の服務および勤務条件については，それぞれの職員が属する市，町または村の事務従事の例による。ただし，勤務時間の割振りならびに休憩時間および休息時間については，会長市町村の例による。

(職員の給与等)

第9条 職員の給与については，それぞれの職員が属する市，町または村の負担とする。

2 職員の旅費については，会長市町村の例により協議会が支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか，事務局の運営等に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成15年9月29日から施行する。

別表第1（第7条関係）

名称	ひな型 番 号	大きさ (ミリメ ートル)	書体	個数	用途	管守者
会長印	(1)	21×21	てん書	1	会長名をもつ て発する文書	事務局長
会長職務 代理者印	(2)	21×21	てん書	1	会長職務代理 者名をもって 発する文書	事務局長
事務局長 印	(3)	18×18	てん書	1	事務局長名を もって発する 文書	事務局長

別表第2（第7条関係）

(1)

函館市・戸井 町・恵山町・椴 法華村・南 茅部町合併 協議会長印

(2)

函館市・戸井町 ・恵山町・椴法 華村・南茅部町 合併協議会長 職務代理者印

(3)

函館市・戸井町 ・恵山町・椴法 華村・南茅部町 合併協議会 事務局長印

報告第3号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
財務規程について

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会規約第13条の規定に基づき、函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、函館市、戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の負担金およびその他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に定めるもの以外の項および目を定めることができる。

(出納および現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

(予算の流用および予備費の充当)

第7条 歳出予算の流用および予備費の充当については、会長が属する市町村の例による。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2箇月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議に諮りその認定を得なければならない。

(収入および支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入および支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 事務局長は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 現金出納簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年9月29日から施行する。

2 平成15年度における第2条第2項の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回の」とする。

3 会長は、この規程の施行の日以後第1回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を調定し、および執行すべき事務に係る費用を支出することができる。

別表第 1 (第 4 条関係)

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 道支出金	1 道補助金	1 道補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

款	項	目
1 運営費	1 運営費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第4号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
委員等の報酬および費用弁償に関する規程について

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
委員等の報酬および費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会規約第14条第2項の規定に基づき、函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、委員および監査委員(以下「委員等」という。)の報酬および費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の委員および監査委員の報酬は、日額8,600円とする。ただし、函館市、戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の助役その他の普通地方公共団体の常勤の職員から選任された委員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会の委員等が職務のため旅行したときは、それぞれの委員等が属する市、町または村の例により、職員の旅費に相当する額を弁償するものとする。ただし、委員等が協議会の会議に出席した場合は、これを支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬および費用弁償ならびにその支給方法等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年9月29日から施行する。

報告第5号 函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町任意合併協議会の協議内容
について

任意合併協議会における協議事項のまとめ

協議番号	協議事項	任意合併協議会の確認内容
第1号	合併の方式	編入合併とする。
第2号	合併の期日	平成16年12月1日を目指す。
第3号	市の名称	函館市とする。
第4号	事務所の位置	現函館市役所の位置とする。
第5号	財産の取扱い	4町村の財産は、すべて函館市に引き継ぐ。
第6号	地域審議会	4町村に地域審議会を設置し、合併までに組織、運営に関し必要な事項を定める。
第7号	議会の議員の定数および任期	
第8号	特別職の身分の取扱い	4町村の常勤の特別職、教育長の身分の取扱いは、5市町村の長が別に協議し定める。
第9号	一般職の職員の身分の取扱い	4町村の職員は、函館市の職員として引き継ぐ。任免、給与等の取扱いは、公正に取扱い、細目は5市町村の長が別に協議し定める。
第10号	行政組織機構の取扱い	4町村の役場を支所とし、その組織については、住民サービスの低下を招かないよう配慮する。

任意合併協議会における協議事項のまとめ

協議番号	協議事項	任意合併協議会の確認内容
第 11 号	地方税の取扱い	合併年度は現行のとおりとし，平成17年度から函館市の制度に統一する。ただし，戸井町，榎法華村，南茅部町の入湯税は，5か年度は不均一課税とする。
第 12 号	一部事務組合等の取扱い	恵山地区衛生処理組合は，合併の前日で解散し函館市に引き継ぎ，茅部地区衛生施設組合，渡島廃棄物処理広域連合，渡島東部消防事務組合は，脱退する方向で関係町村と調整を図る。
第 13 号	福祉事業の取扱い	5市町村それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合，再編などの調整を行い，福祉事業の充実に努めるものとする。
第 14 号	病院事業の取扱い	恵山町立国保病院，南茅部町立国保病院，戸井町立歯科診療所，榎法華村立診療所は，函館市に引き継ぐものとし，早期に経営形態の見直しを図る。
第 15 号	国民健康保険事業の取扱い (国民健康保険料)	合併年度は現行のとおりとし，平成17年度から函館市の制度に統一する。ただし，南茅部町は5か年度で段階的に調整し統一する。
第 16 号	介護保険事業の取扱い (介護保険料)	合併年度と平成17年度は現行のとおりとし，平成18年度から第3期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。
第 17 号	保育事業の取扱い (保育料)	合併年度は現行のとおりとし，平成17年度から函館市の徴収基準額に統一する。ただし，恵山町，榎法華村は5か年度で段階的に調整し統一する。
第 18 号	水道事業の取扱い (水道料金)	函館市の水道料金に統一する。ただし，一般家庭用以外の水道料金は，合併年度および平成17年度から5か年度は不均一とする。
第 19 号	環境衛生事業の取扱い (ごみ・し尿処理手数料)	函館市の手数料に統一する。
第 20 号	5市町村合併建設計画 (将来構想)	